

奈良県告示第九十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年六月八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 解除予定保安林の所在場所 大和郡山市山田町八〇二の二
- 二 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由 指定理由の消滅